

事業主別調書

- 1 事業所名称及び所在地
- 2 適用法律 過疎法
原子力特措法
- 3 地区指定の期間 自 年 月 日
至 年 月 日
- 4 事業所の業種 主要品目及び新增設に伴う増加生産額
主 要 品 目
増加生産額
- 5 資本金の額等 円
- 6 新增設等の区分 新設 増設 その他 ()
- 7 現行条例の施行及び適用の日
年 月 日施行
年 月 日適用
- 8 新增設に係る工業生産設備の事業の用に供した日及びその属する事業年度又は年
事業開始の日 年 月 日
事業年度又は年 自 年 月 日
至 年 月 日
- 9 要件の判定

新增設に係る生産等設備の取得価額の合計額

生産等設備	取得年月日	減価償却 開始年月日	取得価額	特別償却 の有無	備 考
合 計					

(注) この表の取得価額は、租特法第 45 条第 2 項の規定の適用を受けることができる生産等設備を記載すること。(不均一課税の場合を除く)